

第74回国民体育大会冬季大会 式典会場及び競技会場等管理規程

(趣旨)

第1条 この規程は、第74回国民体育大会冬季大会(以下、「大会」という。)を開催するにあたり、大会の安全かつ円滑な運営を図るため、式典会場及び競技会場等(敷地を含む。以下、「会場」という。)の管理について必要な事項を定めるものとする。

(会場の名称及び位置)

第2条 会場の名称及び位置は、次の各号のとおりとする。

- (1) 名称 釧路市民文化会館
位置 釧路市治水町12番10号
- (2) 名称 釧路市柳町スピードスケート場
位置 釧路市柳町1番1号
- (3) 名称 釧路市春採アイスアリーナ
位置 釧路市春採7丁目1番5号
- (4) 名称 日本製紙アイスアリーナ(釧路アイスアリーナ)
位置 釧路市鳥取大通3丁目6番33号
- (5) 名称 釧路市柳町アイスホッケー場
位置 釧路市柳町1番1号
- (6) 名称 札幌文化芸術劇場
位置 札幌市中央区北1条西1丁目
- (7) 名称 北海道立道民活動センター
位置 札幌市中央区北2条西7丁目
- (8) 名称 サッポロテイネ
位置 札幌市手稲区手稲本町593番地3
- (9) 名称 宮の森ジャンプ競技場
位置 札幌市中央区宮の森1条18丁目外
- (10) 名称 白旗山競技場
位置 札幌市清田区真栄502番地1

(禁止行為)

第3条 会場において、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、必要と認める場合は、この限りではない。

- (1) 立入りを制限又は禁止された区域に正当な理由なく立ち入ること。
- (2) リンク、観客席等へ物を投げ入れ、又は発射すること。
- (3) 電熱器、ガスその他これに類する火気を使用すること。
- (4) テント、小屋掛けその他工作物を設けること。
- (5) 会場内の施設、器物、装置等を汚損もしくは破損し、又はみだりに操作を行うこと。
- (6) 入場者等を脅迫、威圧、侮辱、挑発、もしくは面会を強要、又は入場者等の通行の妨害とな

る行為をすること。

- (7) 抗議集会、デモ等会場秩序を乱すおそれのある行為をすること。
- (8) 宣伝、勧誘、署名活動、演説、講演、布教、集会又は喧騒にあたる行為をすること。
- (9) 許可なく商行為、寄付金の募集、広告物の掲示等の行為をすること。
- (10) 文書、図書、図画、印刷物その他の物を配布又は掲出すること。
- (11) 所定の場所以外において喫煙し、又はゴミその他の汚物を廃棄すること。
- (12) 所定の場所以外へ車両若しくは自転車を乗り入れ、又は所定の場所以外に駐車若しくは駐輪すること。
- (13) アルコール、薬物等により酩酊した状態で入場し、又は入場しようとする事。
- (14) 傘を使用すること。
- (15) 式典前アトラクションにおいて、フラッシュを使っての写真撮影、動画撮影及び開式通告以降の一切の写真撮影、動画撮影をすること。(報道員を除く。)
- (16) 競技会場において、撮影を禁止した区域で写真もしくは動画を撮影すること。
- (17) 座席からはみ出した三脚の設置、又は通路に荷物を置くこと等、通行や観覧の妨げになる行為をすること。
- (18) その他の会場秩序の保持及び式典、競技等の円滑な運営を妨げ、入場者等に著しく迷惑もしくは危険を及ぼし、又は危険を及ぼすおそれのある行為をすること。

(持込禁止物)

第4条 会場には次に掲げるものを持ち込んではいない。

- (1) 傘(折りたたみ傘を含む。)
- (2) ビン類、缶類及びペットボトル類
- (3) 酒類
- (4) 競技会の運営に支障を及ぼすおそれのあるホイッスル、拡声器、楽器、ラジオカセット、防犯ブザー等大きな音が出る物
- (5) アイスボックス、旅行かばん等の大型荷物、又は大量の荷物
- (6) 鉄砲類、エアソフトガン、モデルガン、スタンガン
- (7) 刀剣類、包丁、ナイフ類、かみそり、針、ハサミ、カッター、その他鋭利な物
- (8) 毒物、劇物その他有害物質
- (9) 発炎筒、爆竹、花火、ガスホーン、爆発物、火薬、照明弾、催涙スプレー、油類その他可燃性の危険物
- (10) 石、弓矢、吹矢、材木、木刀、鉄パイプ、棒、ハンマー、チェーン、レーザーポインター等その他凶器として使用されるおそれのある物
- (11) 大会の運営に支障を及ぼすおそれのある掲示板、立て看板、横断幕、懸垂幕、旗、のぼり旗、アドバルーン、ゼッケン、プラカード、文書、図書、図画、印刷物等
- (12) キックボード、スティックボード、スケートボード、ローラースケート等の遊具
- (13) ボール類、ブーメラン等の投てき遊具の他、投てき等により他人に危害を与えるおそれのある物
- (14) 塗料類(ペンキ等)

- (15) ドライアイス
- (16) 動物類（身体障害者補助犬（盲導犬、介助犬及び聴導犬をいう。）を除く。）
- (17) 遠隔操作や自動操縦等により飛行させることのできる無人航空機（航空法により人が集まる場所での飛行を禁止されている物（ドローン、カメラ内蔵型マルチコプター、ラジコン飛行機、ラジコンヘリコプター等））
- (18) 無線通信機（携帯電話、PHS、スマートフォン等を除く。）
- (19) その他入場者等に迷惑及び危険を及ぼし、又は競技会の運営もしくは進行を妨げ、又は妨げるおそれのある物

（遵守事項）

第5条 会場へ入場する者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 入場券、身分証明書等の掲示を求められたときには、これに応ずること。
- (2) 手荷物、所持品等の検査を行う場合には、これに応ずること。
- (3) 大会関係者が一般観覧者入場規制エリア内へ入場する場合は、IDを明確に見える箇所に必ず着用すること。
- (4) 会場係員の指示、案内、誘導等に従い行動すること。
- (5) 指定された席において観覧すること。

（入場の制限等）

第6条 第74回国民体育大会冬季大会北海道実行委員会は、この規程に違反した者、あるいは係員の指示に従わない者に対しては、入場を拒否し、又は退場を命じるなどの必要な措置をとることができる。

（禁止行為等の告知方法）

第7条 禁止行為、制限行為及び遵守事項については、会場及び入場口等に掲示物を設置して告知するものとする。

（適用期間）

第8条 この規程は、第2条第1項第1号から第5号に掲げる会場にあつては、平成31年1月28日から2月3日まで、同条第6号から第10号に掲げる会場にあつては、平成31年2月12日から2月17日までの適用期間とする。

平成30年6月1日

第74回国民体育大会冬季大会北海道実行委員会 会長 高橋 はるみ